

墨田区のお知らせ2014.12.11 NO.1767 (毎月1日・11日・21日発行)

すみだ

発行：墨田区(広報広聴担当) 公5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協治を表すものです。

- 2面以降の主な内容
- 2・3面…区の財政状況の公表
- 4面…認可保育園等の利用申込み
- 5面…は～もに～
- 6面…すこやかライフ
- 7・8面…講座・教室・催し・募集

すみだと全国の旬間歳時記

●煤払い

家の内外にたまった煤・ほこりを払って、大掃除をする日本の年中行事。煤掃きとも言われる。近年は大晦日の直前に行われることが多くなったが、江戸時代には、正月の行事の準備を始める日として、12月13日に行われるのが習わしであった。

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

区内での迷惑な客引き等を禁止します 墨田区客引き行為等の防止に関する条例

区では、安全・安心な生活環境を確保するため、「墨田区客引き行為等の防止に関する条例」を今月1日に施行しました。これにより、区内全域の公共の場所で、迷惑な客引きやピンクちらしの配布等を禁じるとともに、違反者には指導・警告等ができるようになりました。この条例に基づき、誰もが安心して暮らし、訪れることができるまちづくりを推進していきます。

安心して暮らし、安心して訪れることができるまちへ

区では、地域の皆さんや警察と連携して繁華街等のパトロールを行い、通行を妨げたり、身に付きまったりする迷惑な客引きをやめるよう注意してきました。しかし、強引な客引きは後を絶たず、「安心してまちを歩くことができない」というご意見が区に寄せられることもありました。

そこで区では、安全・安心な生活環境を実現するため、「墨田区客引き行為等の防止に関する条例」を制定しました。この条例によ

り、区内全域・全業種を対象に、公共の場所(道路・広場等)での「迷惑な客引き」や「ピンクちらしの配布等」、およびそれらの「そそのかし」が禁止されました。また、地域の皆さんと区との協働によるパトロールを実施し、違反者に指導を行うとともに、区の警告に従わないときには、氏名や違反内容等を公表し、過料を科すことができるようになりました。

この条例に基づき、客引き行為等の防止対策を強化し、「安心して暮らせる・訪れることができるまち」をめざしていきます。

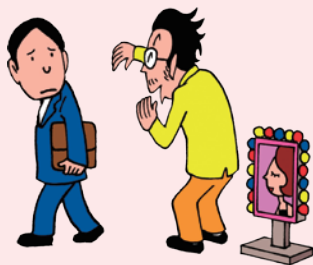
【問合せ】安全支援課安全支援係 公5608-6199



❶ これらの行為を禁止します

迷惑な客引き

公共の場所において、通行人など不特定多数の人の中から特定の人を選び、執拗な方法(身体に触れる・通行を妨げる・身に付きまとう等)により飲食店、カラオケ店、風俗店等への入店を誘う行為



ピンクちらしの配布等

性的好奇心をそそる写真・絵や、性的好奇心に応じたサービスの提供を表す文言等を掲載したビラ、その他の物品を、公共の場所で配布したり、掲示したりする行為(住居などへの^{とうかん}投函行為を含む)



上記のそそのかし

対価を与え、または与えることを約束して、他人や従業員等に迷惑な客引きやピンクちらしの配布などをさせる行為



地域の皆さんとの協働で 安全・安心なまちづくりを推進します



「誰もが安心して歩けるまち」をみんなでつくっていきたくです 客引き行為等防止指導員 遠藤浩吉さん



私が住む地域では、迷惑な客引き等により、女性や子どもが安心して道を歩けないというような状態が続いています。

「墨田区客引き行為等の防止に関する条例」は、こうした地域の実情に添えてくれるものです。しかし、この条例を生かせるかどうかは、今後の活動に懸かっていると思います。区や警察の力だけでなく、私たち住民の「まちをよくしたい」という強い意思と行動する力が必要です。

東京スカイツリー®ができて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も決まり、今後も多くの方がまちを訪れるでしょう。しかし、安心してまちを歩けなければ人は来てくれません。地域の指導員として区や警察と協力し、「誰もが安心して歩けるまち」を、みんなでつくっていきたくです。